令和４年 12 月 22 日
寝屋川市教育委員会

保護者の皆様

食物アレルギーの調査について（お詫び）

平素は、本市教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

標記の件につきまして、先般、お子様が在籍している学校から、食物アレルギー対応を行う必要がある場合、医療機関を受診し、「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」を学校に提出していただくようご依頼させていただきました。

その際、診断書作成料は不要である旨をお伝えしておりましたが、診察を受けた医療機関の主治医が、お子様が在籍している学校の学校医である場合は、保険適用対象外となり、診断書作成料が必要となることが判明いたしました。

多大なご迷惑と混乱を招きまして、誠に申し訳ございませんでした。

保護者の皆様におかれましては、医療機関を受診する際は、主治医と相談していただき、学校生活管理指導表を取得していただきますよう、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

また、本件に関し、ご不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　修正内容

診断書作成料の要否

（誤）

診断書作成料は不要ですが、別途、**診察料が必要となります。**

（正）

主治医と学校医が同一の場合、**診断書作成料が必要となります。**

問合せ先
寝屋川市教育委員会事務局
学校教育部施設給食課
電話 072-813-0073（直通）